



2006

7月号

主な記事

- MMIグループ特別セミナー
- 算定基礎届 (社会保険通信)
- 18年度税制改正 Part2
- dailyコラム (好評記事をもう一度)
- 7月の税務

MMIグループ特別セミナー

これからの中小企業はどんな決算書を作成すべきか？

先ごろ (平成17年3月29日)、金融庁から【地域密着型金融の機能強化の推進に関する新アクションプログラム (平成17年～平成18年)】が発表されました。その中で中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手としての存在を求められています。

このアクションプログラムにより、金融機関がどのような方向性を打ち出しているのか？

又、それに対し中小企業はどのような対応をするべきなのか？



特別セミナーですが、セミナー料は無料になっております。ぜひ御参加下さい。

- ◆Schedule : 7月13日(木) 18:30～
- きゅりあん5階 第3講習室
- 18:30 あいさつ MMIグループ 竹田
- 18:40 第1部 「新銀行東京の取り組み」と「融資商品の紹介」
新銀行東京 蒲田店 福山店長
- 19:30 休憩 10分間
- 19:40 第2部 「どのような対応をするべきか？」具体的対策を解説
 - ① 中小企業会計指針に基づいた決算書
 - ② 経営計画について
- 20:30 第3部 質疑応答
- 20:50 MMIグループ代表 高橋節男 挨拶
- 終了

◆セミナー申込：下記必要事項 ご記入の上 FAX又はメールにてお申し込みください。

会社名 _____

お名前 _____ 電話番号 _____

e-mail _____ FAX番号 _____

FAX.No. : 03-3778-2326 e-mail : info@m-m-i-g.com

節税クラブセミナー

日時 平成18年9月25日(月) 午後2:00～
場所 きゅりあん 4F 研修室

セミナー内容 会員の方には後ほど別紙にてお知らせいたします。

経営者倶楽部

別紙同封物にて特別おしらせがあります。是非ご覧下さい！

各種セミナーのご案内

MMIグループでは毎月様々なセミナーを開催し、経営者の方々に経営に役立つ情報を提供しています。

ご希望のセミナーがありましたら、マークにチェック後FAXにてお申し込みください。

追って 詳細をお送りいたします。

「サラリーマン法人化 ～新しい雇用の提案～」

7月5日(水) 18:00~20:00

「サラリーマン法人化」は、現在の労働条件を維持したまま、自らを法人化。企業はサラリーマン法人と業務委託契約等を結ぶ。サラリーマンの自立、自己責任意識を高め、企業の長期的視野の経営確立、質の高い企業価値を創造して社会に貢献することを目指していきます。

企業にとっての「人材」とサラリーマンにとっての「企業」がもっとよい関係を考え、実践していきます。

セミナー会場：

株式会社エム・エム・アイ 4Fシュミレーション室

〒140-0014 品川区大井1-7-6THビル

JR・東急大井町線「大井町駅」徒歩3分

お問い合わせ：03-3778-2311

「やさしい 経営計画」

7月28日(金) 18:00~20:00

(2,000円)

昨今経営計画の作成の重要性が注目を浴びています。そこでまず最初に『経営計画とはどういったものか?』・『経営計画は何のためにあるのか?』等の基本概念を理解していただく研修を開催いたします。内容は基本的な事が中心となりますので経営計画に興味のある方はその前段としてご活用下さい。

セミナー申込書

申し込みはファックスで 03-3778-2326 (このページをお送りください。)

貴社名

参加者名

連絡先/FAX

E-mail

算定基礎届

社会保険通信

今年も算定基礎届の提出時期が近づいてまいりました。ご加入の健康保険によって提出時期は異なりますが、法律上は7月10日が提出期限となっております。今年は、重要な改正が1点ありますので、その詳細と、届出を作成する前の事前の確認事項について、ご案内してまいります。

〈平成18年の改正点〉

健康保険法・厚生年金保険法の報酬支払の基礎となった日数が平成18年7月1日から、20日以上から17日以上に変更となります。

よって、平成18年度以降の定時決定(算定基礎届)については、4月・5月・6月の報酬支払の基礎となった日数が17日未満の月がある場合には、その月を除いて決定します。

また、平成18年7月以降に行われる随時決定(月額変更届)については、昇(降)給等により、固定的賃金に変動があった月以降(平成18年4月以降)継続した3ヶ月間のいずれの月も報酬支払の基礎となった日数が17日以上必要となります。

パートさんの取り扱いの特例については、特に変更はありませんので、すべての月が17日未満であった場合には、15日以上あった月で算定基礎届を作成します。

〈届出前にチェックしておきたい事項〉

- 去年の算定基礎届(又は月額変更届)を提出してから、基本給などのいわゆる昇給以外に、固定的賃金の変更がなかったか
例) 扶養家族が増えたために家族手当が増額、転居のため交通費が減額
→その月から3ヶ月間の給与の平均が、現在の等級より

2等級以上あがる(または下がる)場合には、月額変更届が必要です。変更した等級を元に、算定基礎届等を作成します。

- 算定基礎日数の確認
改正点の対応が正しくなされているのか、提出前に再度確認してください。
- 現物給与は含まれているか
税金と違い、通勤手当は報酬月額に含めて計算をします。現物で支給している場合にも、加算がされているか確認してください。また、6ヶ月分の定期代を支給されている場合には、6で割った数字を各月に参入することも忘れずに確認してください。
- 育児休業から復帰した人の扱いは正しくされているか
平成17年4月1日より、育児休業から復帰して3歳未満の子を養育している場合には、「育児休業等終了時月額変更届」を提出することができます。復帰した月から3ヶ月間の給与で平均を取りますが、この際には17日以上などの制限はありませんので、純粋な平均で届出をします。
5月に復帰した方がいた場合、東京都の場合、算定基礎届は提出せず、予定者として届出をしておき、8月に変更届を提出します。その他の地域では、算定基礎届を提出することも有ります。管轄の社会保険事務所にご確認ください。
この他にも、確認すべき事項は有りますが、社会保険事務所から届く手引きを参考にするなど、正しい届出を心がけてください。

株式会社 渡邊事務所

18年度税制改正 Part2

〔2〕役員報酬等の損金不算入Ⅱ

《適用要件》

- ①社長及びその社長の特殊関係者が発行済株式数の90%以上を保有(株主の頭数・同種議決権割合が90%以上である場合も)し、かつ
- ②社長及びその社長の特殊関係者(常務に従事するものに限る)の人数が、常務に従事する役員員の総数の半数を超える場合に適用あり。→事業年度終了時で判定

《適用除外要件》

- A：直前3年以内に開始した事業年度の法人所得等(法人課税所得+社長報酬)の平均額(基準所得金額) ≤ 800万円
又は
B：800万円 < 上記基準所得金額 ≤ 3,000万円
かつ
上記基準所得金額に占める社長報酬の額の割合 ≤ 50% (「欠損金額」がある場合は控除して算出できる！但し調整計算有)

	報酬1,000万円の場合	報酬800万円の場合	差 額
法人所得	0円	200万円	
社長報酬	1,000万円	800万円	
損金不算入	800万円		
課税所得			
実効税率(42%)			
個人所得			

〔2〕役員報酬等の損金不算入Ⅲ

《対策》

- (1) 《適用要件》から外れるための対策

★発行済株式の10%以上を、同族関係者以外の者に譲渡する・・・

但し、注意点！

- ①譲渡契約書・取締役会議事録の作成、実際の代金授受を忘れずに。
- ②譲渡価格によっては追加の課税問題(贈与税など)が生じる可能性あり。
- ③(将来買い戻す場合) 買い戻価格が高つく可能性あり。
- ④10/100以上を同族以外の者に保有させる場合は、譲渡先選定は慎重に！
(例：従業員持株会を作り株式を持たせる)

★常勤役員を過半数を同族以外にする・・・

従業員の数人を役員に昇格させることにより、「常務に従事する役員員の総数」を増やす。

但し、名目役員ではなく、「常務に従事」であることが条件！



【dailyコラム】より好評記事をもう一度

短期前払費用ってなに？

1 前払費用と前払金？

企業会計原則(会計処理の基準を定めたもの)では、「前払費用とは一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。」とされ、「時間の経過とともに次期以降の費用となるものである」と規定されています。さらに「前払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による前払金とは区別しなければならない。」と注意を促しています。定期購読のような、支払は物販の前払いのため、前払金となります。

2 短期前払費用とは

前払費用のうち、その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを短期前払費用といいます。

税務上、短期前払費用はその支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度に経費算入している場合は、これを認め、支払った年度の経費として良いとなっております。

3 税務上の判断

現在、通達で示されている判断は、前払費用に該当し、短期(1年以内)であれば経費として、損金算入を認めると言っておりますが、何が前払費用に該当するのかの明確な判断は示されておりません。

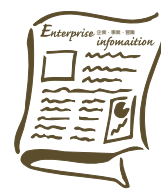
一般的に国税当局が認めているものは、家賃・利息・リース料等です。また認められていないものは、所謂、給料・報酬・顧問料等です。

変わったところでは、野球のボックスシートは認めるが、相撲の桟席は認めない等の事例があります。

4 判断基準は時の経過

ポイントは「時間の経過で費用となるもの」ですが、国税当局は、ここに「人の手が加わらないで時間の経過とともに費用となるもの」との解釈をしていると思われます。

かってに修飾語をつけての判断は何か釈然としないものがあります。



MMI Newsに自社PRを載せてみませんか？

毎月月初に1000部発刊の当ニュース

写真掲載も可能です。

料金ご相談 掲載時期ご相談

詳しくは、MMI News編集部まで

TEL：03-3778-2311

FAX：03-3778-2326

担当：木村

7月の税務

1 土
2 日
3 月
4 火
5 水
6 木
7 金
8 土
9 日
10 月
11 火
12 水
13 木
14 金
15 土
16 日
17 月
18 火
19 水
20 木
21 金
22 土
23 日
24 月
25 火
26 水
27 木
28 金
29 土
30 日
31 月

7月10日

6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(6ヶ月ごとの納付の特例の適用を受けている場合は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)

7月18日

所得税の予定納税額の減額申請

7月31日

5月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税〉
所得税の予定納税額の納付(第1期分)
固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付(7月中において市町村の条例で定める日)
11月決算法人の中間申告〈法人税・法人事業税・法人住民税〉……半期分
2月・5月・8月・11月決算法人3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
消費税の年税額が400万円超の2月・8月・11月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
〈消費税・地方消費税〉
消費税の年税額4,800万円超の5月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間報告
〈消費税・地方消費税〉

税理士法施行55周年 昭和26年6月15日公布 昭和26年7月15日施行

松下幸之助 一言集

苦勞を希望に変える

仕事のコツを体得するということは、決して楽なわけではないと思います。相当精魂を込めてやらなければならないと思うのです。それはやはり一つの苦勞だと考えられます。

しかし苦勞であっても、それをやらなければ一人前になれないのだということを、青少年の間から、常に先輩に聞かされていますと、それは苦痛でなくなってくるのです。それは希望に変わるのです。ですから、そのコツを体得することに対して精魂をかたむけるということができてくると思います。

そのように、いろいろむずかしい問題にも、心を励まして取り組んでいくところに、自己の完成というか、自己の鍛えがあると私は思います。

編集後記

自然保護・環境保護運動であるエコロジーという言葉聞くようになって随分たちます。昨年からはまった「クールビズ」「ウォームビズ」という「省エネ」が功を奏し、百貨店の売り上げも好調でした。

全ての事業所等において、夏の冷房の設定温度を26.2℃から28℃に1.8℃上げるとすると、ひと夏で約160～290万トンのCO₂を削減することができるということで進められてきたこの企画、昨年冷房設定温度を例年より高くしたことによる二酸化炭素削減量は、推計で約46万トンとなりこれは、約100万世帯の1ヶ月分のCO₂排出量に値するそうです。

平年に比べて気温が低く、初夏・夏向け商材の動きは鈍かった今年、売上向上の立役者になれるか楽しみなところでは。



MMIグループはISO 9001：2000を取得し、日々お客様の満足を追求めます。